

伊万里市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則省令（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、次に掲げることを目的に行う。

- (1) 要支援者等に対して、要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び自立した日常生活の支援を実施することにより、生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援すること。
- (2) 市が事業実施主体となって、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行うこと。
- (3) 住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進すること。

(事業の構成及び内容)

第4条 総合事業における事業構成は次のとおりとし、当該各号の事業の内容は別

表第1に定めるとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（以下「第1号事業」という。） 次に掲げる事業とする。

- ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）
- イ 通所型サービス（第1号通所事業）
- ウ その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）
- エ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(2) 一般介護予防事業 次に掲げる事業とする。

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 地域リハビリテーション活動支援事業
- オ 一般介護予防事業評価事業

（第1号事業の実施方法）

第5条 市長は、第1号事業について、市が直接実施するもののほか、次の各号に掲げる方法により実施できるものとする。

- (1) 法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による実施
- (2) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施
- (3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助

（一般介護予防事業の実施方法）

第6条 市長は、一般介護予防事業について、市が直接実施するもののほか、次の各号に掲げる方法により実施できるものとする。

- (1) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施
- (2) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助

（第1号事業の対象者）

第7条 第1号事業の対象者は、本市の被保険者（本市の介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、本市の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている他市町村の住所地特例適用被保険者を含む。）で次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基本チェックリスト（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目に対する回答の結果が別表第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者で、第1号事業を受けることによって、心身の状況を改善することができると認められる者（以下「事業対象者」という。）

（事業対象者の要件）

第8条 第1号事業を希望する者は、次の各号のいずれかに該当する第1号被保険者は、介護保険介護予防・生活支援サービス事業利用申請書（様式第1号）を市に提出するものとする。

(1) 要介護又は要支援認定を受けていない者で、かつ、要介護または要支援認定申請を行っていない者

(2) 要介護又は要支援認定を既に受けている者で、かつ、認定の有効期間の満了にあたり、要介護または要支援認定申請を行わない者

2 前項による提出があったときは、市は事業対象者であるか確認を行う。

3 前項に規定する事業対象者の要件の確認は、市又は地域包括支援センターが原則、本人との面接にて行う。ただし、本人が入院中である、相談窓口が遠い、外出に支障がある等の場合は、家族の来所や居宅介護支援事業所の代行による相談及び簡易アセスメント（第2号様式）により、本人の状況及び相談の目的等を聞き取るものとする。

（事業対象者の届出）

第9条 前条に規定する要件の確認の結果、事業対象者と認められる者は、居宅・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（以

下「依頼届出書」という。) (様式第3号) に介護保険被保険者証を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前条第1項第2号に該当し認定有効期間満了日の翌日から第1号事業を受けようとする者は、既に受けている認定の有効期間の満了日の60日前から満了日まで前項の手続きを行わなければならない。
- 3 第1項に規定する依頼届出書等の提出は、事業対象者に代わって、当該者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等が行うことができる。
- 4 前項の届出の提出があった場合は、当該事業対象者を受給者台帳に登録し、被保険者証に地域包括支援センター等の名称を記載して返付するとともに、介護保険負担割合証を交付する。
- 5 市長は当該被保険者証に前項の事項の他に、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 事業対象者である旨
 - (2) 基本チェックリスト実施日 (事業対象者判定を実施した日をいう。ただし、基本チェックリスト実施日が、要介護認定有効期間又は要支援認定有効期間(以下「認定有効期間」という。) 内にある場合は、認定有効期間の満了日の翌日とする。以下同じ。)(事業対象者の終了)

第10条 市長は、事業対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該事業対象者の被保険者証から第9条第4項及び第5項に掲げる事項を削除し、これを返付するものとする。

- (1) 要介護認定又は要支援認定を受けたとき。
- (2) 事業対象者登録取下書 (様式第4号) の提出があったとき。
- (3) 基本チェックリストの質問項目に対する回答の結果が別添1に掲げるいずれかの基準に該当しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業対象者に該当しない事由が発生したとき。

(事業対象者に係る第1号事業の利用)

第11条 事業対象者は、基本チェックリスト実施日から第4条第1号に掲げる事業を利用することができる。

(介護予防ケアマネジメントの実施)

第12条 介護予防ケアマネジメントに関して、この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定めるところによるものとする。

(指定事業者による第1号事業の実施)

第13条 指定事業者の指定に関する基準及び指定等に関する必要な事項は、別に定めるところによる。

(第1号事業支給費の額)

第14条 第1号事業を指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額については、別表第3に定める単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(サービス事業費の支給)

第15条 省令第140条の63の2第1号イ及び同条第3号イの規定により伊万里市が定める第1号事業支給費の額(以下「第1号事業支給費の額」という。)は、別表第3に定める単位に1単位当たりの単価(厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)の規定により、10円に伊万里市の地域区分における訪問介護又は通所介護の割合を乗じて得た額をいう。第3項において同じ。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の90を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 法第59条の2に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に支給する第1号事業支給費の額について、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 省令第140条の63の2第1号ロ及び同条第3号ロの規定により伊万里市が定める第1号事業支給費の額は、別表第3に定める単位に1単位当たりの単価に100分の100を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 前3号に掲げるもの以外のサービスについては、市長が別に定める額
(第1号事業支給費の支給)

第16条 市長は、法第115条の45の3第1項から第7項までの規定により、前条に規定する第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）を指定事業者に支払うことができる。

(支給限度額)

第17条 居宅要支援被保険者が第1号事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づいて介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額（以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）について同条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が第1号事業を利用する場合（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）の支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額（以下「事業対象者支給限度額」という。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、利用者の自立支援を推進するものとして市長が必要と認めた場合には、その必要と認める範囲内において前項の事業対象者支給限度額を超える額を事業対象者支給限度額とすることができる。

(高額介護予防サービス費相当の支給)

第18条 市長は、居宅要支援被保険者等の第1号事業の利用に係る利用者負担額が著しく高額であると認めるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する費用を支給することができる。

(高額医療合算介護予防サービス費相当の支給)

第19条 市長は、居宅要支援被保険者等の第1号事業の利用に係る利用者負担額その他の医療保険各法に係る利用者負担額等の合計額が著しく高額であると認めるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用を支給することができる。

(利用料等)

第20条 第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用者は、当該サービス事業に要する費用の額から第15条第1項及び第2項の規定により支給されるサービス事業支給費の額を控除した額を利用料として当該サービスを提供した指定事業者を支払うものとする。

(相談・苦情対応等)

第21条 市長は、利用者及びその家族からの第1号事業に関する相談・苦情等に迅速かつ適切に対応するために、受付窓口を長寿社会課及び地域包括支援センターに設置する。

2 市長は、前項の相談・苦情等を受け付けたときは、当該相談・苦情等の内容等を記録するものとする。

3 市長は、第1号事業に関する相談・苦情等のうち市で対応できないものについて、佐賀県国民健康保険団体連合会(国民保険法(昭和33年法律第192号)第83条に規定する国民健康保険団体連合会で、同法第84条に基づき佐賀県知事の認可を受け設立された団体をいう。以下同じ。)に依頼することができる。

4 市長は、第5条第1号の規定に基づき指定事業者が行う第1号事業第1号事業について、利用者及びその家族からの申立てに基づく事業者に対する調査及び指導助言を佐賀県国民健康保険団体連合会に依頼することができる。

5 市長は、指定事業者に対し、次の各号に掲げる事項を義務付けるものとする。

(1) 前項の規定に基づき市長の依頼を受けて佐賀県国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すること。

(2) 佐賀県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

(3) 佐賀県国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告すること。

(指導及び監査)

第22条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、必要があると認めるときは、第1号事業を実施するものに対して、指導及び監査を行うことができる。

(不正利得の徴収等)

第23条 市長は、偽りその他不正な行為により、利用者が第1号事業支給費の支給を受けたとき又は指定事業者が第1号事業支給費の支払いを受けたときは、当該支給費の額又は支払い額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(伊万里市ふれあい通所サービス事業実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 伊万里市ふれあい通所サービス事業実施要綱（平成19年告示第20号）

(2) 伊万里市高齢者ふれあい・生きがい発掘事業実施要綱（平成20年告示第21号）

(3) 伊万里市生活管理指導員派遣事業実施要綱

別表第1 (第4条関係)

種類	個別事業名	事業の内容	対象者
訪問型サービス (第1号訪問事業)	訪問介護相当サービス	訪問介護員による身体介護、生活援助(旧介護予防訪問介護と同様のサービス)	事業対象者 要支援1 要支援2
	通所介護相当サービス	旧介護予防通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	事業対象者 要支援1 要支援2
通所型サービス (第1号通所事業)	通所型サービスC (短期集中サービス)	高齢者の在宅におけるできにくくなった生活行為を改善、維持、向上のために、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上プログラム等を短期集中して実施し、自立を目指すサービス	事業対象者 要支援1 要支援2
その他の生活支援サービス	訪問指導事業	生活習慣病、介護予防に関すること、在宅のための療養相談及び健康相談に関する支援を行うサービス	事業対象者 要支援1 要支援2

(第1号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント事業	介護予防及び日常生活支援を目的として、選択に基づき、第1号事業、その他生活支援サービスの利用にかかるケアマネジメントを行う。	事業対象者 要支援1 要支援2

別表第2 (第7条関係)

事業対象者に該当する基準

①第1号様式の質問項目 No. 1～20 までの20項目のうち10項目以上に該当	複数の項目に支障
②第1号様式の質問項目 No. 6～10までの5項目のうち3項目以上に該当	運動機能の低下
③第1号様式の質問項目 No. 11～12までの2項目全てに該当	低栄養状態
④第1号様式の質問項目 No. 13～15までの3項目のうち2項目以上に該当	口腔機能の低下
⑤第1号様式の質問項目 No. 16に該当	閉じこもり
⑥第1号様式の質問項目 No. 18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当	認知機能の低下
第1号様式の質問項目 No. 21～25までの5項目のうち2項目以上に該当	うつ病の可能性

(注)

- 1 この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、第1号様式の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。
- 2 この表における該当 (No. 12 に限る。) とは、 $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$

身長 (m) が 18.5 未満の場合をいう。

別表第 3 (第 1 4 条関係)

種類	個別事業名	単位数	1 単位の単価
訪問型サービス (第 1 号訪問事業)	訪問介護相 当サービス	指定介護予防サービスに要する費用の算定に要する基準(平成 1 8 年厚生労働省告示第 1 2 7 号。以下「介護予防サービス費算定基準」という。) で定める単位数	1 0 円に厚生労働大臣が定める 1 単位の単価(平成 2 4 年厚生労働省告示第 9 4 号。以下「単価告示」という。) に定める伊万里市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
(第 1 号通所事業)	通所介護相 当サービス	介護予防サービス費算定基準で定める単位数	1 0 円に単価告示に定める伊万里市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。

<p>1号介護予防支援事業 介護予防ケアマネジメント(第</p>	<p>介護予防ケアマネジメント事業</p>	<p>指定介護予防支援サービスに要する費用の算定に要する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)で定める単位数</p>	<p>10円に単価告示に定める伊万里市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。</p>
--------------------------------------	-----------------------	--	--

○介護保険法施行令（抜粋）

（特例介護予防サービス計画費を支給する場合）

第二十九条 法第五十九条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。

（平一八政一五四・一部改正）

（介護予防サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等）

第二十九条の二 法第五十九条の二に規定する所得の額は、同条各号に掲げる予防給付に係るサービス（以下「予防給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該予防給付対象サービスのあった日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額とする。

2 法第五十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該予防給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、二百八十万円）に満たない場合

二 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該予防給付対象サービスのあった日の属する年度（当該予防給付対象サービスのあった日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該予防給付対象サービス

のあった日において被保護者である場合

(平二七政一三八・追加)

(高額介護予防サービス費)

第二十九条の二の二 法第六十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百を第二市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

- 2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が三万七千二百円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要支援被保険者^{あん}按分率（居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第二十二条の二の二第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。
- 3 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が三万七千二百円を超えるときは、当該得た額から三万七千二百円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。
- 4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が一万五千元を超えるときは、当該得た額から一万五千元を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険

者に支給する。

- 5 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの介護予防サービス等のあった月の属する年の前年（介護予防サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。以下この項及び次項において同じ。）の所得について、第一号に掲げる額（当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の十二月三十一日において世帯主であって、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有する者にあっては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額）が百四十五万円以上であるときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「四万四千四百円」とする。

一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額

二 当該介護予防サービス等があった月の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乗じて得た額の合計額

- 6 前項の規定は、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の収入の合計額が五百二十万円（当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあっては、三百八十三万円）に満たない場合には、適用しない。

- 7 第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等のあった月の属する年度（介護予防サービス等のあった月が四月から七月までの場合にあ

っては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（第九項において「市町村民税世帯非課税者」という。）

二 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第二十二條の二の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

8 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第二十二條の二の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千元」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第二号に掲げる者を除く。）であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「一万五千元」とする。

9 居宅要支援被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあった月の属する年の前年（介護予防サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額及び当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年（当該介護予防サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額の合計額が八十万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であって、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千元を控除して得た額が、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千元を控除

して得た額とする。

- 1 0 居宅要支援被保険者が法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者等」という。）について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サービス等を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者等について介護予防サービス等を受けた場合において、当該介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該介護予防サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護予防サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支払うものとする。
- 1 1 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し、第三項又は第四項の規定による高額介護予防サービス費の支給があったものとみなす。
- 1 2 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、第二項から前項までの規定は、適用しない。